



2014.1.1 発行

発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com



理事長
永沢
晃

「庶民大増税、大企業優遇」に歯止めを
国民主権・国民、納税者が主人公の社会
実現のための重要な一年に



(福井県芦原温泉北潟湖)

会員の皆様、明けましておめでとうございます。当センターのメイン行事の公開講座も今年2月の講座で50回目を迎えることになりました。これまでその時々の「中心課題はなにか?」「税理士と納税者にとって生きた情報」を報告すべく努力してきましたがこれからも研鑽を積み、税制と税務行政の民主化のために微力を尽くしたいと思います。また、昨年の総会でセンターの組織を「会員と賛助会員」方式から「全員会員」方式に改めました。国税OB税理士のみならず、趣旨・目的に賛同する多くの税理士の方々に参加していただきセンターのさらなる発展を図りたいと思います。

4月からの消費税増税、平成27年1月1日からの相続税の増税、法人復興特別税の廃止等々税制の方向はますます「庶民大増税、大企業優遇」、「応能負担から応益負担」の方向に進みつつありますがこうした流れに何としても歯止めをかけるための運動と研究が一段と重要になっていきます。

税務行政についても課税庁は実調率の低下を阻止しようと「実地調査以外の調査」として「行政

指導による呼び出し調査」方式を多様化させ新たな問題も生まれています。こうした事象に的確に対応していくことが急務となっています。

安倍自公政権のもとで秘密保護法の成立や武器輸出三原則の見直し、原発再稼働、TPP参加問題等々国民の平和と安全を脅かす施策・政策が強権的に進められていますが多くの国民は政治の右傾化に危惧を抱き、声を上げ始めています。

国民主権・国民が主人公、納税者が主人公の社会を実現するために重要な一年になるであろうこの一年を会員の皆様と共に一步一歩着実に歩んでいきたいと思います。

今年も宜しくお願ひ致します。

第50回「公開講座」

日時・2014年2月4日(火)

PM1:00 ~ 5:00

会場・全労連会館 (JR・地下鉄御茶ノ水駅)

会費・会員・関係者 3,000円

・一般 5,000円

— 詳細ご案内は4面で —

特定秘密保護法 と税財政

特定秘密保護法（特定秘密の保護に関する法律）が成立した。2013年12月6日深夜のことである。国会前には親子連れを含む多くの市民が詰めかけていたそのさなかの自公与党による強行採決である。この法律の問題点は、日弁連を始め広く指摘されており、憲法改正を含む政治的思惑等についてはここではとくに触れない。以下、考えたいと思うのは、この法律の制定によって、税財政分野においてどのような影響がありうるのかである。

特定秘密の指定

この特定秘密保護法の制定趣旨は、日本の安全保障に関する事項のうち「特に秘匿を要するもの」について行政機関における「特定秘密の指定」、「特定秘密の取扱いの業務を行う者」に対する「適性評価の実施」、「特定秘密の提供」が可能な場合の規定、「特定秘密の漏えい等に対する罰則」等について定め、それにより「その漏えいの防止」を図り、「国及び国民の安全の確保に資する」ととされている。行政機関の長が特定秘密を指定することとされ（同法3条）、税財政に関しては、財務大臣及び国税庁長官が該当する。特定秘密指定がされると、その範囲を明確化するために「特定秘密の表示」がなされる。マル秘指定のようなものをイメージすればよいのだろうか。そして、特定秘密の取扱いを行わせる職員の範囲を定め保護措置をとることになる。

では、具体的にはどのような情報が特定秘密となりうるのか。同法には別表があり、特定秘密が4分類されている。①防衛に関する事項（第1号）、②外交に関する事項（第2号）、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項（第3号；いわゆる「スパイ活動」）そして、④テロ活動防止に関する事項（第4号）である。税の面でいえば直接的には、④にマネーロンダリングに関連した情報や資金に関する情報（脱税情報）が含まれると考えられる。財政の面では、①に関し、軍事（防衛）関係情報のうちの予算や決算に関する情報の具体的な数値等が秘匿される可能性があり、国民の監視機能に支障が出る可能性がある。

財政民主主義への脅威の問題である。①～④に

関しては、官房機密費の使途に關係して秘匿される可能性が高いから、その使途の結果として個人・団体への課税問題が生じる可能性がある場合において、秘密指定が課税の障害となり得よう。

税務行政への影響

税務行政に関しては、課税情報が秘匿されて使用不能となり、課税できない問題が起きないかが懸念される。同法は、情報の提供について規定しており、そこには「公益上特に必要があると認められるこれらに準じる業務において当該特定秘密を利用する場合であって、当該特定秘密を……利用し、又は知る者がこれを保護するために必要な……措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」（同法10条1項1号）があり、他の行政官庁が保有する特定秘密を税務調査に利用できる可能性は開かれているといえよう。しかし、その特定秘密利用が「秘密漏えい」に当たらないかは微妙である。同法22条2項は、「当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役（情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金）刑を科すとされている。未遂のみならず過失による同罪も処罰の対象である。さらには、民間業者との特定秘密の共有も予定しており、その業者を顧客とする税理士がその特定秘密を業務上知りえた場合は「漏えい」に当たるのか、税務調査において税務職員がこの特定秘密に接する可能性も否定できず、課税処理に支障が生じうるという問題も想定される。

公務員の「表現の自由」の観点で

また、特定秘密を取扱う職員は指定され、「適性評価」対象となる。すなわち、「適性評価」により「特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがない」と認められた職員等に限定されるのである（同法12条）。適性評価とはどういうものか。調査対象項目は、①テロ活動等との関係、②犯罪・懲戒の経歴、③情報の取扱いについての非違歴、④薬物の濫用・影響、⑤精神疾患、⑥飲酒についての節度、⑦信用状態その他経済的な状況、にまで及ぶのである。秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議による「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（2011.8.8）では、人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む）、本籍、親族等）、学歴・職歴、外国への渡航歴などが含まれていた。外国人と結婚しているというだけで、指定から除外されうるのである。ここには、プラ

（次ページへ）

(前ページより)

イバシーの権利保護の視点は垣間見られない。同法成立直後の12月13日、政府は質問主意書に、「組合への所属」「活動参加」等は調査対象外と回答したが、全国税関係者でこれを信じる者はいまい。

筆者は、公務員及び税務職員の守秘義務に関して、税理士新聞「税論卓説」(2013.11.25)で、「秘密」の問題を論じたので参考されたい。特定秘密保護法は、秘密漏えい罪を強化して公務員を委縮させる効果は十分であろう。その場合、国家

機密の保護か国民の知る権利かの間のバランス論だけではなく、公務員が国家機密を表明する権利として「公務員の表現の自由」の側面から論じる必要性を指摘したい。特定秘密とされる情報が、実質秘密であるためには、その要保護性が要件とされなければならない。公務員の基本的人権の問題でもある。秘密漏えい罪に対する憲法的統制が必要である。

(岡田 俊明)

大企業による大企業のための税制政策 —2014(平成26)年度与党税制改正大綱—

2013年10月1日、安倍晋三首相は、「法律どおり、2014年4月1日から消費税を8%とする」旨、表明した。同日、党税制調査会(野田毅会長)は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」をまとめ、政府与党責任者会議で承認された。2013年6月14日に閣議決定した日本再興戦略を受け、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」は、年度改正から切り離して前倒しで決定された。そして、自民・公明両党は、2013年12月12日、「民間投資活性化等のための税制改正大綱(秋の大綱)」を含む「平成26年度税制改正大綱」を決定した。税制改正大綱の決定に先立ち、産業競争力強化法が12月4日に、国家戦略特別区域法が12月7日に成立した。

今回の税制改正大綱は、「家計は増税、企業は減税。与党が決めた税制改革を一言でまとめれば、そうなる。(朝日新聞社説)」、「旧来の自民党の体质がもたげた出来栄えというしかない。業界団体の要望にいかに応えるかとの視点ばかりが目立つ(東京新聞社説)」というように、日本経団連が2013年9月9日にまとめた「平成26年度税制改正に関する提言」を丸呑みしたような内容となっている。弱肉強食、淘汰の論理に貫かれたアベノミクスの「成長戦略」は、日本経済の抱える三つのゆがみ(過小投資、過剰規制、過当競争)を根本から是正し、「グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にする」としている。その「成長戦略」を実現するための税制上の措置が税制改正大綱の中味である。

税制改正大綱の主な内容

秋の大綱の主な内容は、①先端設備の投資を促す税制、②民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制、③収益力の飛躍的な向上に向

た経営改革を促進するための税制、④設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制、⑤所得拡大促進税制の拡充、⑥復興特別法人税の1年前倒しの廃止について検討となっている。そして、平成26年度税制改正大綱の企業に関する主な内容は、①復興特別法人税の1年前倒しの廃止を決定し、②原則損金不算入の企業交際費について、飲食費(社内接待費を除く)に限り、支出する費用の額の50%損金算入を認め、③国家戦略特別地域において機械等を取得した場合、税制優遇措置を創設するとしている。

大企業優遇の減税が目的

憲法14条1項は、特定の者を不利益に取り扱うことを禁止するのみでなく、特定の者に合理的な理由なしに特別の利益を与えることをも禁止する趣旨であると解されている。故北野弘久名誉教授は「租税特別措置は、担税力のある者から徴収すべき租税を徴収しないというものであって、『隠れた補助金』、『隠れた歳出』の性格をもつ」(北野弘久「税法学原論(第六版)」170頁。)と指摘されている。にも拘わらず、今回の企業減税の立法目的は、大企業を対象としているのが明白である。企業への減税の方法は、①上限が青天井の即時償却又は特別償却、②税額控除、③準備金の積み立てなどである。税法による措置は、要件を備えれば企業の大小に関係なく「公平」に計上が認められる。しかし、現実には、大方の中小企業は制度を利用できる前提の利益がないので制度は利用できない。半面、何千億円と利益を計上できる大企業は制度を限度一杯利用し、「合法的」に課税ベース等の縮小により課税を免れることができる。

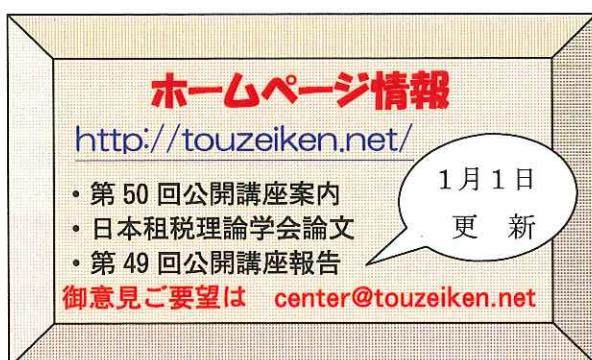
(次ページへ)

(前ページより)

立法府による徹底的な審議が必要

かつて政権交代を果たした民主党は、曲がりなりにも「既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分りやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定する」とし、税制改正要望について、租税特別措置等（既存の租税特別措置及び非課税等特別措置）を「合理性」、「有効性」、「相当性」を含めた厳しい視点に立って見直しを行なっていた。しかし、異例の形で決定された今回の税制改正大綱は、庶民には消費税増税を強いて、大企業には大幅な減税という恩恵を与え、よって、課税の公平原則から大きく逸脱し、租税の持つべき再分配機能を著しく欠落した内容となっている。政策目的自体に国民的合意があるのかどうか、政策手段として税制を用いることが本当に相応しいのかどうか、課税の公平原則より優先してまで講じるだけの政策効果があるのか、政府による裁量的な政策誘導になりはしないかなど立法府での徹底した審議を求めたい。

（八代 司）



第五〇回 公開講座 ご案内

申込期限・2月3日
03-33360-3871

国税通則法改正後の 調査特色と課題

改正国税通則法に基づく税務調査が展開されて一年がたちました。少なからぬ局面で、同法が納税者の権利・利益擁護の盾となり得ることが確認されました。しかし、課税庁は通則法に規定される「実地調査」をすり抜ける「新たな調査」方法を精力的に検討するばかりか、「反面調査」「銀行調査」「内観・外観調査」等は通則法に規定されていないとばかりに、課税庁の恣意的判断による調査を展開しています。講座では、これ等の部分に注目して研究成果を発表します。ご期待ください。

- ・「実地調査」の諸問題と対応
- ・証拠資料の収集と保全のための
「質問応答記録書（聴取書）」
への対応
- ・「事業概況等のお尋ね」への対応
- ・平成二六年分確定申告の特徴と
「謝りやすい事例」のポイント

北原白秋作詞、山田耕筰作曲の「この道」という名曲は誰でも知っている。お母様と馬車で来たアカシアの花が咲く道ならば、平和が崩壊する轟音は聞こえない。ところが、昨年の十二月六日、戦前の「いつか来た道」を彷彿とさせる平和崩壊の轟音が聞こえた。「安倍のバカラウー」という声が聞こえてくる。「国内に不穏な動きがあるわけでもないのに、何の必要があつて時代にそぐわない法案が出てきたのか」と俳優の菅原文太さんは批判する。

その十二月六日に参議院本会議では憲法の基本原則を覆し、民主主義を根底から破壊する「特定秘密保護法」を強行可決。有識者団体は「基本的人権、国民主権、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆す」と抗議の声を上げた。こんなことがあっていいのか、怒りで震えが止まらない。治安維持法の時代が来る。戦後の民主主義体制はそれを否定したはずである。自民党一強体制の下で、民主主義が暴力により否定された。立法理由の説明もできず、ただただ「情報漏えいの恐れが高まっている」という政府・与党。アメリカには情報を渡すが、国民にも国会にも秘密という法律。戦前の「国防保安法」にそっくりという。その法律は、国防上外国に対して秘密を要する外交、財政などの情報に秘匿の網をかぶせ、対象を全国民とし、どんな些細なことでも逮捕した。今回の暴挙に「こんな事態が起きたのは、政治が私たちを見くびったからだ。」と朝日の社説はいう。そして、「次の選挙まで忘れるな。国民みずから決意と覚悟を固め、声をあげ続けよう」とも

（T・I）

ザ・コラム